

令和3年第3回平群町議会

定例会会議録（第5号）

招 集 年 月 日	令和3年3月23日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	3月23日午後2時0分宣告（第5日）
出 席 議 員	<p>1 番 岩 崎 真 滋 2 番 長 良 俊 一</p> <p>3 番 山 本 隆 史 4 番 井 戸 太 郎</p> <p>5 番 稲 月 敏 子 6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮 8 番 森 田 勝</p> <p>9 番 山 田 仁 樹 1 0 番 窪 和 子</p> <p>1 1 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	<p>町 長 西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長 植 田 充 彦</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>会 計 管 理 者 大 辻 孝 司</p> <p>政 策 推 進 課 長 巳 波 規 秀</p> <p>総 務 防 災 課 長 川 西 貴 通</p> <p>税 務 課 長 橋 本 雅 至</p> <p>住 民 生 活 課 長 大 浦 孝 夫</p> <p>健 康 保 険 課 長 辰 巳 育 弘</p> <p>福 祉 こ ど も 課 長 西 岡 勝 三</p> <p>観 光 産 業 課 長 島 野 千 洋</p> <p>都 市 建 設 課 長 今 田 良 弘</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長 松 村 嘉 容</p> <p>上 下 水 道 課 長 寺 口 嘉 彦</p>
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	<p>議 会 事 務 局 長 西 谷 英 輝</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>主 査 大 文 字 睦 美</p>
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>第 1 号 に 同 じ</p> <p>議 案 第 3 1 号 平 群 町 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て</p>
議 員 提 出 議 案 の 題 目	<p>発 議 第 1 号 平 群 町 議 会 会 議 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 に つ い て</p> <p>発 議 第 2 号 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン の 迅 速 な 接 種 体 制 整 備 を 求 め る 意 見 書 （ 案 ）</p>

議員提出議案 の 題 目	発議第 3号 国民健康保険県単位化の下での国保運営の ありかたに関する意見書（案）
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 3 年 第 3 回 (3 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 5 号)

令和 3 年 3 月 23 日 (火)

午後 2 時開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 31 号 | 平群町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 議案第 20 号 | 令和 3 年度平群町一般会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 3 | 議案第 21 号 | 令和 3 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 4 | 議案第 22 号 | 令和 3 年度平群町国民健康保険特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 5 | 議案第 23 号 | 令和 3 年度平群町水道事業会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 6 | 議案第 24 号 | 令和 3 年度平群町下水道事業会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 7 | 議案第 25 号 | 令和 3 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 8 | 議案第 26 号 | 令和 3 年度平群町学校給食費特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 9 | 議案第 27 号 | 令和 3 年度平群町介護保険特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 10 | 議案第 28 号 | 令和 3 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 11 | 議案第 29 号 | 令和 3 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 12 | 議案第 30 号 | 令和 3 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第 13 | 発議第 1 号 | 平群町議会会議規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 14 | 発議第 2 号 | 新型コロナウイルスワクチンの迅速な接種体制整備を求める意見書 (案) |
| 日程第 15 | 発議第 3 号 | 国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書 (案) |
| 日程第 16 | | 委員会の閉会中の継続調査の件 |

再 開 (午後 2時00分)

○議 長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和3年平群町議会第3回定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりです。議事日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 議案第31号 平群町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第31号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第31号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第31号 平群町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きますして

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第2 | 議案第20号 | 令和3年度平群町一般会計予算について |
| 日程第3 | 議案第21号 | 令和3年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 日程第4 | 議案第22号 | 令和3年度平群町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第5 | 議案第23号 | 令和3年度平群町水道事業会計予算について |
| 日程第6 | 議案第24号 | 令和3年度平群町下水道事業会計予算について |
| 日程第7 | 議案第25号 | 令和3年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について |
| 日程第8 | 議案第26号 | 令和3年度平群町学校給食費特別会計予算について |
| 日程第9 | 議案第27号 | 令和3年度平群町介護保険特別会計予算について |
| 日程第10 | 議案第28号 | 令和3年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について |
| 日程第11 | 議案第29号 | 令和3年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第12 | 議案第30号 | 令和3年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について |

以上11件は、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案11件については、予算審査特別委員会に付託をしておりますので、委員長のご報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員長（山田仁樹）

予算審査特別委員会委員長報告。

去る3月3日、令和3年度平群町議会第3回定例会の本会議において付託を受けた令和3年度平群町一般会計予算及び各特別会計予算並びに各事業会計予算の議案11件について、本委員会での審査内容と審査結果を報告いたします。

予算審査については、3月8日に一般会計の審査を行い、3月9日に各特別会計、各事業会計の審査を行いました。

議案第20号 令和3年度平群町一般会計予算について

予算額は67億3,000万円で、前年度と比較し、4,000万円の増額

となっています。本案の審議は、まず歳出全般について行った後、各款ごとに行い、次に歳入全般を行いました。その主な審議内容について、順次報告いたします。

歳出全般。緊急財政健全化計画の経常物件費10%カット、7,700万円について、具体的に削減できる予定はあるのかと質問され、予算措置した金額を全額執行するのではなく、何期かに区切って予算配当を行う方法も考えているとの答弁がありました。

公共施設の電力供給の見通しについて質問され、関西電力と1年契約で締結し、その後、再度入札を考えているとの答弁がありました。

新型コロナウイルスにおけるイベント開催の実施基準はあるのかと質問され、住民協働のイベントについては実施したいが、対策を十分に講じながら、開催の判断は基本的に担当課で行うとの答弁がありました。

また、町民体育大会は令和3年度だけが中止となるのかと質問され、町体としては一旦終了するが、現在、見直し検討委員会を開催しているとの答弁がありました。

議会費。王寺周辺広域市町村圏協議会は解散となるが、王寺周辺広域市町村圏議長会は存続するのかと質問され、広域の議長間でそれぞれの議会運営などについて意見交換を行っていくため継続すると答弁がありました。

総務費。町ホームページのリニューアルのコンセプトについて質問され、更新作業を各課で実施することにより、情報発信がスピーディーにできるとの答弁がありました。

現在の定住促進奨励金交付事業が終了することにより、代わる対策は考えているのかと質問され、事業の継続に至らなかったが、定住促進奨励金交付事業は重要な施策と考えているので、今後検討したいとの答弁がありました。

再生可能エネルギーの発電量が毎年下がっている要因はと質問され、夏の日照時間が短かったことと、経年劣化によるものとの答弁がありました。

会計管理費。手数料が昨年度より100万円以上も増加している要因はと質問され、南都銀行役場派出所業務に伴う手数料88万円増と、窓口取扱手数料が1件当たり10円から20円になったためとの答弁がありました。

防災行政無線について、聞きづらいと聞くが、対策をどのように考えているのかと質問され、スピーカーの向きの調整、メール登録、電話応答システム、防災アプリ、戸別受信機の設置を行っているとの答弁がありました。

賦課徴収費、電算委託料の内容と財源内訳について質問され、法改正によるシステム改修で交付税措置されているとの答弁がありました。

このほか、Wi-Fi整備、自治会防犯灯電気料金助成金、自主防災組織結

成支援補助金、遊休財産の公売事業、ふるさと納税、避難所運営訓練などについても質疑がありました。

民生費。障害者福祉費の給付費が増加している要因はと質問され、障害者手帳の交付や障害者福祉サービス利用者の増加によるとの答弁がありました。

また、近隣町村の状況についても質問され、西和7町においても障がい福祉の給付費は伸びているとの答弁がありました。

西和地域病児保育室の利用者が他町と比較して少ない要因はと質問され、登録者数が他町よりも少ないので、周知していきたいとの答弁がありました。

支援対象児童等見守り強化事業の目的と事業概要について質問され、生活困窮状態にある子育て世帯の児童を対象とした見守り強化事業であり、社会福祉協議会のコミュニティーソーシャルワーカーが児童の状況把握に努め、親の相談や食材等を支援する事業との答弁がありました。

待機児童の人数とその原因はと質問され、現在18名で、保育士の確保ができていないこととの答弁がありました。

また、待機児童のこども園別の年齢別人数と新規で保育士を2名採用とのことであるが、あと何人の保育士が必要であるのかと質問され、待機児童は全てゆめさとこども園で、ゼロ歳児5名、1歳児10名、2歳児3名です。保育士は5名必要との答弁がありました。

衛生費。有価物回収について、出そうという意気込みが下がっているように思われるため、対策について考えているのかと質問され、インセンティブをつけて、今年度中に検討したいとの答弁がありました。

防犯カメラ設置の予算計上はしているのかと質問され、地域防犯重点地区支援事業補助金としては予算計上していないが、不法投棄未然防止事業として計上しているとの答弁がありました。防犯カメラ協賛の自動販売機増設はできないのかと質問され、民間業者と契約し、設置しているため、利益が上がる設置場所の提供ができれば設置してもらえとの答弁がありました。

不妊・不育治療補助金額が昨年と同額であるが、所得制限撤廃となり、増加した場合の対応について質問され、補正等で対応したいとの答弁がありました。

野菊の里斎場の人体火葬が増加している原因はと質問され、特に奈良市からの利用が増えているとの答弁がありました。

予防費に係るシステム整備について、全部一般財源となっているが、予算計上した経緯はと質問され、国の補助金等における通知が遅れているため、一般財源でのみ計上したとの答弁がありました。不燃物処理経費の単価の変動が激しい理由はと質問され、国内での処理費が高騰していることと、売却単価が下がっていることとの答弁がありました。

このほか、合計特殊出生率、仮置き焼却灰処理、し尿処理委託料、食品ロス対策などについても質疑がありました。

農林水産業費。新規事業である森林整備事業の事業内容と財源内訳について質問され、信貴山城址の森林整備やナラ枯れ対策事業等の実施、里山整備事業補助金と森林環境整備促進基金を充当するとの答弁がありました。

商工費。信貴山観光協会補助金額が増額になっている理由はと質問され、信貴山観光案内版が老朽していることによる取替え工事のためとの答弁がありました。

各負担金の成果について質問され、奈良県内市町村の観光資源を活用した観光振興を図る目的の広報、PRであるため、成果はあるとの答弁がありました。

また、WESTNARA広域観光推進協議会負担金の内容について質問され、奈良県北西部の地域資源を生かした観光振興に自治体間で連携して取り組む事業と答弁がありました。

土木費。老朽空き家等対策補助事業の新設の経緯について質問され、平成27年9月に特定空き家の条例が制定され、近年要望があることから制定に至ったとの答弁がありました。

また、現在、特定空き家を認定しているのか、新年度予算に該当するところはあるのかと質問され、現在認定はしていない。特定空き家のおそれのある物件は3件あるとの答弁がありました。

ブロック塀等撤去工事補助金の現状と実績について質問され、令和元年度は6件、54万3,000円、令和2年度は3件、30万円との答弁がありました。

また、ブロック塀の危険判断方法はと質問され、職員が目視で行うとの答弁がありました。

川原路線及び鳴川路線の進捗状況について質問され、川原路線については、令和3年度予算計上していないが、用地確保のための交渉を行っている。鳴川路線については伐採を実施し、見通しは確保できたが、拡幅については今後検討したいとの答弁がありました。

公有財産購入費、用地購入費の場所について質問され、福貴地区1か所と福貴畑地区1か所と答弁がありました。

住宅管理費、工事請負費の改修工事内容と入居はいつ頃募集するのかと質問され、改修工事3棟、除却工事3棟を予定している。入居は、改修後適宜実施したいとの答弁がありました。

このほか、環境愛護デー、住宅管理費の移転補償費、道路橋梁費の補償金などについても質疑がありました。

教育費。文化財保護費、委託料の内容について質問され、烏土塚古墳の除草作業委託料であるとの答弁がありました。

また、烏土塚古墳の雨漏り対応について質問され、現在、墳丘頂上部の地面が露出している状況であり、緑化に向け対応したいとの答弁がありました。

情報教育推進事業費の現在の整備状況について質問され、タブレットについては、500台の納品を受け、教師、小学6年生、中学3年生に配付済みであり、今月中に800台納品予定。また、Wi-Fi整備は2月末で完了しているとの答弁がありました。

給食センター費で、予算措置人数が増加している理由はと質問され、管理栄養士を1名から2名に増員するためとの答弁がありました。

また、管理栄養士の増員の必要性について質問され、食物アレルギーを持っておられる方が非常に多くなったことと、専門的知識を有する方が必要であるためとの答弁がありました。

新型コロナウイルスにおける文化祭の開催基準と対策について質問され、11月3日に開催を予定しているが、十分な対策を練って文化協会としっかり協議したいとの答弁がありました。

図書館の蔵書状況と、コロナ禍における現状について質問され、一般書4万冊、児童書1万5,000冊、合計で5万5,000冊。返却された本を1冊ずつ消毒、また定期的に机や椅子の消毒を行っているが、利用者に不自由をかけているとの答弁がありました。

民法改正に伴い、成人式開催方法について質問され、成人式という名称は使えないが、従来どおり、20歳の方を対象に開催するとの答弁がありました。

保健体育費、施設管理委託料が減額になっている理由はと質問され、プール休業における光熱水費の減額によるとの答弁がありました。

タブレット導入による電磁波過敏症の対応について質問され、今後、国の指針・基準等の動向を注視し、学校と連携を取り、ICT教育を進めるとの答弁がありました。

このほか、情報教育推進事業の通信運搬料、PTA運営補助金、文化財発掘調査、小中学校の特別支援学級介助員などについても質疑がありました。

公債費。緊急財政健全化計画で5,320万円削減するとなっているが、計画どおりできるのかと質問され、償還期間延伸や、奈良県振興資金の無利子貸付への借換えで効果額を出したいとの答弁がありました。

歳入全般。住宅使用料の滞納額が年々増加しているが、対策方法について質問され、町営住宅家賃滞納整理事務処理要綱に基づいて進めているとの答弁がありました。

個人住民税の調定額が減額となっている理由はと質問され、コロナウイルスの影響であるとの答弁がありました。

固定資産税の超過税率について、5年後に標準税率に戻す考えはあるのかと質問され、平群町にとって本当に貴重な財源となっており、納税義務者の方には申し訳ないと思っていますので、財政状況がよくなれば、超過税率は廃止していきたいとの答弁がありました。

地方交付税について、地財対策どおりに交付される最大限の額を予算計上しているのかと質問され、地財対策では5.1%伸びるということと、令和2年度交付額を踏まえて最大限に予算計上しているとの答弁がありました。

庁舎建設については、緊急財政健全化計画終了後に考えているのかと質問され、まずは緊急財政健全化計画をしっかりと進めてから、その後、庁舎建設や公共施設の整備事業に取り組みたいとの答弁がありました。

町たばこ税が昨年度より241万5,000円増額になっている要因はと質問され、令和3年度まで段階的に増税されることにより、増税前の駆け込み購買があったためとの答弁がありました。

このほか、個人住民税の課税者数、学童保育所保護者負担金及び指導員対応などについても質疑がありました。

討論では、予算総額は前年度同様に緊縮予算となっている。これは、臨時財政対策債を除けば、町債発行が9,550万円となっているなど、大きな事業を計画していないことによるもの。今の財政状況、特に公債費が11億円前後に高止まりしていることから、これは賢明な措置だと考える。また、新規事業として、支援対象児童等見守り強化事業、里山林整備事業、老朽空き家等対策補助事業、椿井橋本ダム長寿化事業、これらの予算計上は本町にとっても必要であり、一定評価するものである。

人事面では、新型コロナウイルス等の感染対策を含め、住民の健康を守る観点から、保健師2名と保育士2名の採用について一定評価はする。しかし、この間主張してきた財政立て直しは、住民の暮らしを応援してこそその姿勢が新年度予算案にはない。それどころが、新年度予算案には反映されていないが、今後5年間の緊急財政健全化計画では固定資産税の超過税率を今後も続け、こども園給食調理業務の外部委託化等、住民負担と行政サービスの後退が予定されており、住民の暮らし応援に逆行するものとなっている。また、自治体の本旨である住民福祉向上の要である職員の給与カットは、今後のまちづくりにとっては大きなマイナスである。

このような新年度予算案は、一定評価すべき施策も一部あるが、住民の皆さんが住んでよかったと言える今後のまちづくりビジョンがほとんど見えてこな

い。新年度予算は、これまでの財政健全化計画などに基づく施策について、住民の立場からしっかりと検証もせず、次々と計画を立てざるを得ない状況を続けたその延長線上の予算案であることから、本予算案については反対する。

一方、予算総額は前年度予算より4,000万円の微増、財政調整基金も令和2年度末見込みで321万円と枯渇する中、新規事業を極力抑えた緊縮型予算編成である。歳入においては、町税が19億1,622万8,000円で、前年度2%、3,927万円の減。一方、旧中央公民館跡地などの町有地の売却で1億2,000万円を見込み、さらに公債費の償還額が10億円を超えるという大変厳しい現状である。しかし、厳しい財政状況の中でも、将来を見据え、保育教諭や保健師の新規採用をしている。新規事業として、役場庁舎の公共Wi-Fiの整備、支援対象児童等見守り強化事業や老朽空き家等対策補助事業などの新設、また切れ目のない子育て支援を行うため、幼保無償化をはじめ、小中学校に1人1台のタブレットの配付によるICT教育の推進、学校給食における管理栄養士の増員、高校卒業までの医療費無料化、一般不妊・不育治療費助成の拡充、妊婦健診費用の増額、産後ケアの増額、ブロック塀等撤去補助制度など、評価をするものである。

ただ、定住促進奨励金交付事業が令和2年12月をもって制度が満了することに対して、代わる対策強化を求めるとともに、安心・安全のため、防犯カメラ設置費用の未計上に対し、再考をお願いする。

しかし、限られた財源の中で、住民生活に直結した所要の予算計上をされていることは大変評価したい。今後、特に町有地の売却に向けた体制づくりを行い、歳入確保に努めていただきたい。また、コロナ禍収束に向けたワクチン接種事業は国民的プロジェクトであり、全庁挙げて円滑に実施できる体制整備を図っていただくことをお願いする。

今後、予算全体を精査し、新たに住民負担を続けることなく、財政破綻しないよう財政運営に取り組んでいただくことを要望して、本予算案について賛成する。

採決の結果、賛成多数により議案第20号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号 令和3年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

予算額は864万5,000円で、前年度と比較して42万4,000円の減額となっています。

質疑では、滞納額及び今年度末の収支見込みについて質問され、令和3年2月末の滞納額は、元金で約7,059万円、実質単年度収支で約250万円の

黒字、実質収支で約700万円の黒字との答弁がありました。

供託金500万円の内容について質問され、民事債権で債務者から提訴された場合の準備金との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号 令和3年度平群町国民健康保険特別会計予算について

予算額は23億2,316万円で、前年度と比較して9,201万4,000円の減額となっています。

質疑では、令和3年度国保税の算出根拠はと質問され、令和2年度の課税額1人当たりの金額に94%を乗じて、それに被保険者数を乗じた額が課税総額になる。また、課税総額に収納率を乗じた金額、4億4,318万9,000円と算出しているとの答弁がありました。

令和3年度では、余剰金が約1億6,000万円と見込まれるので、令和2年度と同額程度の引下げを実施すべきと質問され、健全財政を維持するためには一定の余剰金も必要であり、税率改正は考えていないとの答弁がありました。

就学前の子どもの均等割減免について、来年4月から実施することとなっているが、1年前倒しで実施してはと質問され、令和6年度の県単位化の最中であるため、県全体で検討する課題であるとの答弁がありました。

納付金について、コロナ禍により減少しているが、今後、リバウンドも考えられるのではと質問され、コロナ禍の影響により、受診を控えておられる方々が戻ってくる可能性があるとの答弁がありました。

このほか、人間ドック、特定健診の受診率についても質疑がありました。

討論では、国保会計の制度は、県の納付金に見合った国保税を収納すれば、町の国保会計としては基本的にやっていけるということ。平成29年度的大幅値上げの後、今年度、一部引き下げられたが、依然として奈良県下では最も高い税率となっている。その中で、国保会計の剰余金は1億5,000万円程度になるということから見れば、県が統一料率にするまでの3年間、町として、基本的に国保運営を赤字にせずに行っていけるというのは、これは普通に考えれば明らかなこと。間違った健全財政の下、そのまま取り続けるというのは、被保険者に対する町の不誠実な態度だということに思う。

新年度予算については、今の料率そのままで黒字になるのは分かっているが引下げを行わない。また、子どもの均等割についても、1年後には引き下げられることが分かっているにもかかわらず、1年前倒しして、子育て支援の町として、対外的に平群町にとってもメリットがある。それは130万ぐらいでできるのに、それを拒否するような態度、そういうことでは住民、特に被保険者の理解は得られないだろうということから、本予算案については反対する。

一方、令和２年度の決算見込みでは、基金を含め１億４，８００万円の剰余金が見込まれ、一定安定した財政運営と考える。令和３年度には県国保運営方針も見直され、コロナ禍による令和２年度の受診を控えて低い状況で積算されており、今後、リバウンドも考えられることから、極端に増額する可能性も考えられる。また、令和６年度からの県単一化後の納付額の算定は、国が示した医療技術の高度化による医療費の伸びも推測され、納付金が高くなり、収納率が落ちることも考えられる。先が不透明な現状であり、さらに今後、県内統一保険料になるまでは未確定な部分も多く、一定の基金が必要であり、国保特別会計を安定させ、住民の命を守るために、安心して医療や保健事業を受けていただく取組が実行されるよう、健全な国保財政を堅持していく必要があると考え、本予算案については賛成する。

採決の結果、賛成多数により議案第２２号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第２３号 令和３年度平群町水道事業会計予算について

収益的収支の事業収益は４億９，７７２万１，０００円、事業費用は５億８６７万７，０００円、資本的収支の収入は８２３万円、支出は３，８５８万９，０００円となっています。

質疑では、県営水道１００％で有収率が下がっている理由はと質問され、水道管の老朽化により漏水が増加しているとの答弁がありました。

企業団に統合されるのが令和７年度で、令和６年度までの水道料金について質問され、令和６年度まで、現行の水道料金で経費削減しながら経営を行っていきたいとの答弁がありました。

一般会計からの繰入れについては、令和６年度で終わるのかと質問され、企業団になっても引き続き繰入れを行うとの答弁がありました。

企業団になれば水道料金は下がるのかと質問され、企業団統合のメリットは水道料金が下がることと答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第２４号 令和３年度平群町下水道事業会計予算について

収益的収支の事業収益は４億５，０４１万２，０００円、事業費用は３億８，８８６万５，０００円、資本的収支の収入は１億４，６９８万４，０００円、支出は２億６，６７９万９，０００円となっています。

質疑では、下水道会計として経営が成り立つにはどれだけの世帯数が必要かと質問され、あと約１，４００世帯必要との答弁がありました。

現在の接続世帯数について質問され、４，１１７世帯との答弁がありました。

緊急財政健全化計画で他会計繰出金の削減の具体的な方向性はと質問され、

繰出金については、担当課と十分協議して対応したいとの答弁がありました。

普及率と水洗化率について質問され、令和3年1月現在、普及率54.7%、水洗化率93.7%と答弁がありました。

令和3年度の事業計画について質問され、緑ヶ丘B地区の接続を進めていく予定との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号 令和3年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について

予算額は3,382万5,000円で、前年度と比較して143万5,000円の減額となっています。

質疑では、今年度増加した件数について質問され、増加なしとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号 令和3年度平群町学校給食費特別会計予算について

予算額は6,709万9,000円で、前年度と比較して85万1,000円の減額となっています。

質疑では、食物アレルギーの児童・生徒の現状と対応について質問され、38名おり、アレルギーを含まない食材を選別し、事前に食材の情報を保護者に伝えることで、喫食事故を防いでいるとの答弁がありました。

食材の地産地消の件数について質問され、4、5、6月と給食がなかったため、前年度より約2%下がっているとの答弁がありました。

コロナ禍の影響により、生活困窮で給食費を援助した方はおられるのかと質問され、会社の倒産等で2世帯4名に返金したとの答弁がありました。

食べ残しの状況について質問され、各学校独自で食べ残しをしない取組がされていて、昨年度より約60%程度に減少しているとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号 令和3年度平群町介護保険特別会計予算について

予算額は19億8,038万円で、前年度と比較して1億1,945万3,000円の増額となっています。

質疑では、デマンド型交通導入におけるスケジュール等の概略説明をと質問され、今年10月導入予定で5月中に業者決定し、周知と申請については、住民説明会や長寿会の各種団体集会、出前講座を実施しながら、また様々な媒体を利用して周知を図りたいとの答弁がありました。

緊急通報システムの利用実績及び利用事例はと質問され、利用実績は、固定型225人、携帯型42人で合計267人。利用事例は、令和2年12月まで、毎月1回程度緊急のボタンを押されている。救急車で搬送、入院されたケース

もあったとの答弁がありました。

令和2、3年度の被保険者について質問され、令和2年10月時点で7,068人、令和3年10月見込みで7,066人と答弁がありました。

令和2年度の決算見込みについて質問され、実質単年度収支は約4,880万円の赤字、前年度と新年度の返還金や追加金を考慮した収支で955万円の黒字との答弁がありました。

次回、第9期策定時に所得段階の階層を増やす検討はするのかと質問され、平群町の所得階層を見据えて第9期では検討したいとの答弁がありました。

このほか、生活支援体制整備事業費、デマンド型交通導入委託料、介護保険料の滞納調定についても質疑がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号 令和3年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について
予算額は52万5,000円で、前年度と比較して11万2,000円の減額となっています。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第29号 令和3年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について
予算額は4億2,600万8,000円で、前年度と比較して1,037万6,000円の減額となっています。

質疑では、保険料で滞納があった場合は一般会計から支払わなければならないのかと質問され、国民健康保険は、歳入不足があった場合に余剰金から支払うことになっているが、後期高齢者医療の場合は、収納された分だけを支払うとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第30号 令和3年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について
予算額は1,345万6,000円で、前年度と比較して2万7,000円の減額となっています。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました審査の結果であります。よって、予算審査特別委員会委員長報告といたします。

令和3年3月23日

予算審査特別委員会

委員長 山田 仁 樹

○議 長

ありがとうございました。

それでは、2時55分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2時40分)

再 開 (午後 2時55分)

○議 長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(ブー)

○議 長

それでは、これより順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第20号 令和3年度平群町一般会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。山口君。

○7 番

本案については、予算審査特別委員会でも討論しましたように、新年度一般会計予算案については反対をいたします。

そこでも述べましたが、今回の予算については緊急措置ということで、この点については、私は今の財政状況の中では一定評価もしますし、また個々幾つか住民にとってはやっていたかなければならない、また私どもも要望したことも含めてされてるということについては一定の評価をします。しかしながらですね、この間申し上げてきたように、基本的に財政健全化、平群町ではこれまで4回の計画を立てて、今回も含めて4回になりますけれども、このいずれもがきちっとした検証もされずにですね、結局、借金で財源をつくるというような方向でしてきました。今回の新年度予算については、それは入っておりますけれども、基本的に住民の立場に立ってどういう予算を組むか、そういう視点が私はある程度欠けているというふうに思います。また、予算には反映されていませんが、初日の議案で管理職員の給与カット、これなんかも、今の平群町にとっては全く逆行することだというふうに考えています。

このように、いずれにしてもですね、固定資産税の超過税率とか、それから家庭ごみ有料化のリバウンドはそのままほったらかしとか、結局、住民の負担増、こういうことを中心にですね、財政再建、健全化ということをやってきたことが今日につながっているというふうに思います。こういう立場で、今度の予算についても、基本的なところで今指摘したようなことが抜けてるということで、反対をいたします。

以上です。

○議 長

窪君。

○10番

議案第20号 令和3年度平群町一般会計予算案には賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和3年度一般会計予算総額は67億3,000万円で、前年度予算より4,000万円の微増、財政調整基金も令和2年度末見込みで321万円と枯渇する中、新規事業を極力抑えた緊縮型予算であります。まず、大変御苦労していただいた予算編成に、職員の皆様に感謝いたします。

歳入においては、町税が19億1,622万8,000円で、前年度比2%、3,927万円の減。一方、旧中央公民館跡地などの町有地の売却で1億2,000万円を見込み、さらに公債費の償還額が10億円を超えるという大変厳しい現状ではあります。しかし、厳しい財政状況の中でも将来を見据え、保育士2名、保健師2名の新規採用をしております。さらに、新規事業として、役場庁舎の公共Wi-Fiの整備、支援対策児童等見守り強化事業や老朽空き家対策補助事業などを新設、また切れ目のない子育て支援を行うため、幼保無償化をはじめ、小中学校に1人1台のタブレットの配付によるICT教育の推進、学校給食における管理栄養士の増員、高校卒業までの医療費無償化、また一般不妊・不育治療助成の拡充、妊婦健診費用の増額、産後ケアの増額、ブロック塀等撤去補助制度など、評価をするものであります。

ただ、定住促進奨励金交付事業を令和2年12月をもって制度が満了することに対して、代わる対策強化を求めるとともに、安心・安全のための防犯カメラ設置費用の未計上に対しては再考をすべきとお願いをいたします。

しかし、限られた財源の中で、住民生活に直結した所要の予算が計上されておりますことは大変評価をしたいと思います。今後、特に町有地の売却に向け、これまでにない体制づくりを行い、歳入確保に努めていただきたくお願いをいたします。

また、コロナ禍の収束に向けた鍵となるワクチン接種事業は国民的プロジェ

クトでもあり、大変皆様には御苦勞をおかけしますが、どうか全庁を挙げて、円滑に実施できる体制整備を図っていただくことをお願いいたします。

最後に、今後、予算全体を有効に精査して、新たに住民負担を設けることなく、財政破綻しないよう財政運営に取り組んでいただくことを要望いたしまして、令和3年度平群町一般会計予算案の賛成討論とさせていただきます。

○議 長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

令和3年度一般会計予算について、賛成討論を行います。

令和3年度予算は67億3,000万円、前年度より4,000万円増の予算となっております。前年度の当初予算よりも令和3年の予算規模を膨らます影響を与えた主な要因は、駅周事業の保留地損失補償金、新型コロナワクチン接種事業、衆議院議員選挙、介護保険法改正繰出金、小中学校ICT端末運用、扶助費の増など。また、減額になった主なものは、仮置き焼却灰費、ため池防災対策事業費、下水道繰出金などで、予算規模は増となっておりますが、新規事業、投資的経費を抑えた緊縮型予算編成となっております。

また、未確定財源が今回減少した主な理由としては、歳入では、地方交付税などの一般財源約2億円の大幅増額、土地売却収入約1億2,000万円、または、歳出では、扶助費約5,500万円の増、公債費の1,700万円の増、補助金などの約8,600万円の増となっておりますが、この場合、土地が今回売れなかった場合は未確定財源が計上される可能性もありますので、売払いの努力をお願いを申し上げます。

予算執行においては、競争原理に基づいて、最少の経費で最大の効果を上げられますように、そして無計画な不用額の執行は慎むようにされ、今回掲げた緊急財政健全化計画を着実に推進し、新たな財源確保に尽力されるようお願いいたします。

なお、緊縮予算編成にもかかわらず、住民全体の福祉向上を念頭に置いた予算などが計上されております。よって、賛成討論といたします。

以上であります。

○議 長

ありがとうございます。

ほかにございませんか。山本君。

○3番

議案第20号 令和3年度平群町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

新年度の予算編成を前年度予算と比較分析しましたところ、歳入では、町税が3,927万4,000円の減、地方消費税交付金が1,000万円の減、地方交付税が1億1,220万円の増、臨時財政対策債が1億3,500万円の増で、一般財源合計は予算上で1億9,721万6,000円増加しております。一方、歳出では、物件費では3,078万円の減、繰出金が794万6,000円減少しているのに対し、扶助費は5,532万2,000円の増、駅周事業保留地損失補填・補償等が8,640万4,000円の増、人件費が539万6,000円の増となっております。これらのことから、予算規模は令和2年度当初予算より4,000万円増の67億3,000万円になりましたが、新規事業や投資的経費を抑えた前年度同様の緊縮型予算編成であります。

次に、事業内容につきましては、緊縮型予算に虐げられながらも大半の事業を継承しつつ、町ホームページのリニューアルや住民の安全な生活や景観の保全を図るため、倒壊等のおそれがある危険な空き家に対して除却補助金要綱を創設。スポーツの振興として、町制施行50周年記念イベントとなる、みんなアスリート☆めぐりスポーツデーの開催予定等、住民サービスを維持するための努力が見える事業内容となっております。

そして、未確定財源を計上しなかったことについては、西脇町長が本気で緊急財政健全化計画に取り組む姿勢の表れであり、大変評価の高いところであります。今後の地方交付税の動向や年度内の土地売払収入が大きな鍵になってまいりますので、そこは注視するところでございます。

昨年11月に県より重症警報が発令され、住民の皆様が不安に思われている中での予算となりますが、協働によるまちづくりを目指した予算編成であることから賛成といたします。

○議長

稲月君。

○5番

私は、この一般会計の予算案に対しては反対をさせていただきます。

厳しい財政状況にあるということは避けて通れない今年度の予算でございます。だからこそ、職員の皆さん、そして議会や多くの住民の皆さん、この信頼関係の下で財政を再建しながら、よりよい行政を遂行していただくと、そういう予算でなければならないというふうに思っております。信頼関係の下でしか財政の再建化というのはなし得ないと私は考えております。

しかし、本年度の歳入には、町道使用料に協栄ソーラーステーション、道路占用料として100万5,000円が計上されております。この件については、地域住民の合意が得られていない、こういう箇所が存在する。住民の理解を得

られてない場所、これを使用させるということで、一方的に使用料を予算化するということは言語道断であります。住民との信頼関係をつくれるものではありません。不信を大きくするものでしかなく、住民の皆さんに理解をしっかりと得られてこそ町政は前に向かうと考えております。不信を招くようなこと、こういうことが存在する、こういう財政の予算の中での再建など、とんでもないことになってしまうのではないかと非常に危惧をしております。

私は、住民の信頼を得るための努力を欠いた本予算には賛成することはできません。よって反対をいたします。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第20号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案については委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数です。よって、議案第20号 令和3年度平群町一般会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第21号 令和3年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第21号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告どおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第21号 令和3年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第22号 令和3年度平群町国民健康保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。山口君。

○7 番

国民健康保険特別会計予算案については反対をいたします。

これについても予算委員会で討論をしたわけですが、基本的に、今の新しい県単位化制度の中ではですね、県の納付金に見合った保険料を徴収すればいいということになってるわけですが、平群町の場合、平成29年度に1.6倍の値上げをしですね、その後、年度ごとに大幅な黒字になり、今年度、総額3,000万程度の引下げが行われた。それでも今年度も黒字見込みですし、また新年度予算についても黒字見込みということで、質疑の中でも当局から答弁がありました。そういう中ではですね、奈良県下でも一、二に高い国保税を幾ばくか基本的に下げる。この予算で例えばいったとしてもですね、質疑の中で6月議会に下げれば実質的にはできるわけですから、そういう姿勢を取るべき、それが本来、住民に対する私は行政の姿勢だというふうに思うんですね。あと3年、新年度から3年間で県の統一保険料、保険税になるわけですが、それまでの間にゼロになれば一番いいというのは、数年前、この制度が始まる前の議論から前町長もおっしゃってたわけです。にもかかわらず、始まってみるとですね、そのときには一定の基金が残ったほうがいいというよ

うな議論をね、余ればそういうふうにされるわけです。住民には1.6倍の増税を強行しながら、黒字になったらそれを下げるのをなかなかやろうとしない。本来、昨年度3,000万の下げでどうなるか見て、その結果が出たわけですから、当然今年度についても、金額は大きくなくてもですね、引下げの方向に持って行って、奈良県の中で一番高いという国保税を是正するのが本来の姿であろうというふうに思うわけです。そういう意味からしてですね、そういう姿勢もない、そしてそういう姿勢のない予算案になってるということで。

また、同時にですね、もう1点あったのは均等割についてです。来年度から引下げという方向で国が進めてるという中でですね、せめて、国保税そのものを引き下げないんだったら、少子化の中で、平群町は特に出生率が奈良県でも一番低いわけですから、そこにメスを入れるということで、せめて子どもの均等割については1年間前倒しで減額するというような方向も、本来なら、私は当局のほうから出てくるのが本来の筋だというふうに思いますので、この2点についてはどうしても納得できないということで、新年度の国保会計予算については反対いたします。

○議長

窪君。

○10番

議案第22号 令和3年度平群町国民健康保険特別会計予算案に賛成の立場で討論をいたします。

令和2年度の決算見込みでは、基金を含め、1億4,800万円の剰余金が見込まれ、一定安定した財政運営と考えます。令和3年度には県国保運営方針も見直され、納付金も算定されますが、コロナ禍による令和2年度の受診控えで低い状況で積算されており、今後リバウンドも考えられ、極端に増額する可能性もあります。

また、令和6年度から県単一化完成後の納付額の算定は、国が示した医療技術の高度化による医療費の伸びを見直し時に取り入れることも推測され、納付金が高く、収納率が落ちた場合等も考えられ、未確定であり、先が不透明な現状であります。さらに今後、県内統一保険料になるまでは未確定な部分も多く、一定の基金の確保も必要であり、国保特別会計を安定させ、住民の命を守るために、安心して医療や保健事業を受けていただく取組が実行されるよう、健全な国保財政を堅持していく必要があると考え、賛成の立場での討論とさせていただきます。

○議長

ほかに討論ございませんか。山本君。

○ 3 番

議案第 2 2 号 令和 3 年度国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

私は、昨年 5 月 8 日の臨時議会での議案第 2 3 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、令和 2 年度の動向を見ながら、令和 3 年度の間見直し時期に引下げの可否を議論するべきとの反対討論を行いました。本年 2 月 1 0 日の平群町の国民健康保険事業の運営に関する協議会で提出された資料によりますと、令和 2 年度の決算見込みでは、新型コロナ感染予防対策による通院控えの影響で保険給付費が当初予算より 1 億 5, 4 0 0 万円の減、人間ドック等 4 5 0 件の見込みに対し、これも 2 1 0 件程度の予想で、保健事業費も約 1, 0 4 7 万円の減となっております。その結果、剰余金は約 1 億 4, 8 0 0 万円の見込みになっていきますので、新型コロナの悪影響を受けずに安定した国保事業の運営となってまいりました。

令和 3 年度予算では、被保険者数は 4 4 人減で 4, 3 1 7 人の計画であり、歳入の国民健康保険税では所得税を見込んで約 6, 3 0 0 万円の減、歳出では、特定健診等を含む保健事業費をほぼ前年度並みに計上し、引き続き、健康づくりに取り組む姿勢が見られます。

令和 3 年度以降もコロナ感染の影響がどのように降りかかってくるのか、また令和 6 年度、県単位化後の給付金額等、まだまだ不透明な部分も考えられますが、引き続き、安定した国保運営のための基金も確保されていることから、本予算には賛成いたします。

○ 議 長

ほかにございませんか。馬本君。

○ 1 2 番

令和 3 年度平群町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和 3 年度の予算は、1, 5 7 1 万円が剰余金、黒字予算となっておりますが、コロナ禍の受診控えによる県全体の医療給付費が減少したことにより、県納付金が減少したことによるかと考えております。県への納付金については、単年度の目先のことを考えるのではなく、令和 6 年度の単一化完成時点を視野に入れて考えるべきと私は思っております。現在は、激変緩和措置として国費が投入されていると聞いておりますが、県単一化完成時点か、またそれまでに国費投入が減少ないし廃止されることも想定をされます。保険料負担額が増え、収納不足が生じることも考えられることから、私は、平群町では、また令和 2 年度に前倒しの減税も行ったことから、同じ過ちを繰り返さないためにも、い

ましばらく様子を見ることが大切であると考えます。よって、令和3年度平群町国民健康保険特別会計予算には賛成をいたします。

以上であります。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第22号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数です。よって、議案第22号 令和3年度平群町国民健康保険特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第23号 令和3年度平群町水道事業会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第23号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第23号 令和3年度平群町水道事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第24号 令和3年度平群町下水道事業会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第24号について採決を行います。

本案については委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第24号 令和3年度平群町下水道事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第25号 令和3年度平群町農業集落排水事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第25号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第25号 令和3年度平群町農業集落排水事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第26号 令和3年度平群町学校給食費特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第26号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第26号 令和3年度平群町学校給食費特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第27号 令和3年度平群町介護保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第27号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第27号 令和3年度平群町介護保険特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第28号 令和3年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第28号について採決を行います。

本案については委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第28号 令和3年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第29号 令和3年度平群町後期高齢者医療特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第29号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第29号 令和3年度平群町後期高齢者医療特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第30号 令和3年度平群町用地先行取得事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第30号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第30号 令和3年度平群町用地先行取得事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして

日程第13 発議第1号 平群町議会会議規則の一部を改正する規則について

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第1号

平群町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年3月23日

提出者 井戸太郎

賛成者 山本隆史

平群町議会会議規則の一部を改正する規則

平群町議会会議規則（平成3年12月平群町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議 長

提出者の提案理由説明を求めます。井戸君。

○4 番

あくまでも規則の改正でございますが、議会ですので提案させていただきました。

現在における常識となっている男女の議員の活動しやすい環境ですね、これと様々な部分の改正でございます。

ぜひとも御賛同よろしくお願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第1号について採決を行います。
本案は原案どおり可決したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第1号 平群町議会会議規則の一部を改正する規則については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第14 発議第2号 新型コロナウイルスワクチンの迅速な接種体制整備を求める意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

発議第2号

新型コロナウイルスワクチンの迅速な接種体制整備を求める意見書（案）
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年3月23日

提出者 窪 和子

賛成者 岩崎 真滋

新型コロナウイルスワクチンの迅速な接種体制整備を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言の1月発出以降、新規感染者数は目に見えて大きく減少することができたが、医療機関の厳しい現状は続いている。まだまだ予断が許さない現状の中、多くの国民はコロナ禍の収束に向けた確固たる道筋を求めている。

こうした状況の中、今般の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、わが国にとってコロナ収束に向け極めて重要な国民的プロジェクトであり、各自治体は3月中旬を目途に接種計画の策定作業に取り組み、円滑な接種体制の整備に向け、全力で取り組みを進めているところである。

そこで、政府におかれては、国民への一日も早い円滑な接種を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1 ワクチン接種に要する自治体への財政措置を行うこと。

今後各自治体が接種計画を策定する中、各自治体の現状を踏まえ、自治体の財政負担が生じないように必要な財政措置を講じること。

- 2 自治体の接種体制の整備のため迅速な情報提供を行うこと。

ワクチン確保の状況等について一刻も早い情報提供に努め、確保状況に応じ接種順位においても、自治体の裁量にゆだね柔軟な対応を行うこと。また副作用への対応策を万全に行うための指針を明確にすること。さらに、地区医師会等の協議が難航している場合は、必要に応じて国がバックアップ体制に必要な支援を行うこと。

- 3 ワクチン接種に係る国民への周知を図ること。

ワクチンの安全性・有効性について十分な周知を図り、さらに必要な情報提供に努めること。また、副反応などが発生した場合、速やかに専門家による評価を実施し、国民への的確な情報提供を行うこと。

- 4 厚生労働省のコールセンターが2月15日から開設されたが、国民からの相談に的確に対応するとともに、各自治体のコールセンター設置についても効果的な体制となるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

○10番

新型コロナウイルスワクチンの迅速な接種体制整備を求める意見書案に対する趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読していただきましたが、新型コロナウイルス感染はまだまだ予断が許さない現状である中、新型コロナ感染の収束の鍵を握るワクチン無料接種が全国の医療従事者の優先接種からスタートしております。奈良県におきましても、3月の8日より、約5万2,000人の医療従事者への接種が始まり、いよいよ各市町村では4月以降に高齢者への優先接種が始まります。そのような中、我が公明党が2月28日から3月7日までに市区町村へ新型コロナウイルスのワクチン接種体制に関する自治体意向調査を実施し、1,287市区町村からの回答の集計結果でも、供給などに関する政府からの情報不足を訴える自治体が9割を超え、政府に対して自治体に対する丁寧かつ的確で迅速な情報発信を改めて求めなければなりません。

また、ワクチン接種により自治体の財政負担が生じないように、必要な財政措置を行うことや、国民が安心して接種できるよう周知を図ることなど、一日も早く円滑な接種を進めるため、迅速な接種体制整備を強く求める意見書でござ

います。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様には御賛同を頂きますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長

本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより発議第2号について採決を行います。
本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第2号 新型コロナウイルスワクチンの迅速な接種体制整備を求める意見書（案）は原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに決定しました。

続きまして

日程第15 発議第3号 国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

発議第3号

国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年3月23日

提出者 山口昌亮

賛成者 稲月敏子

〃 植田いずみ

国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書（案）

国民健康保険制度は、日本の「国民皆保険」をささえ、自営業や無職、低所得などの方たちが必要な医療を安心して受けられるようにする大切な社会保障制度です。しかし、国は2018年度から国保の都道府県単位化を行い、また、奈良県を含む7つの道府県では保険料の統一化を決めました。2018年度から6年かけて保険料はほとんどの市町村で引き上がる計画となっています。

その中で新型コロナウイルスの感染拡大が起きました。国民健康保険の被保険者の約半数は非正規労働者、フリーランス、自営業者です。コロナ禍の影響をもっとも大きく受けているのが国民健康保険の方です。ただでさえ高い保険料を支払えず滞納世帯が1割を超えている現状の上に、このコロナ禍の中で多くの非正規労働者の収入はダウンしており、この状況で当初の予定通り国民健康保険料を引き上げることはさらなる滞納者を生み出すこととなります。

2020年11月19日には奈良県国民健康保険運営協議会が開かれ、2021年度からの運営方針が改定されました。その中では、①保険料の計算に使用する収納率を、これまでの納付実績による算定から「一律化」（市97%、町村99%）に変更、②「財産調査、差し押さえ、タイヤロックなどを積極的に」とする収納対策強化マニュアル作成、長期間の少額分納を禁止し、原則1年以内の分納へ。短期保険証は原則1か月とする、③保険料・一部負担金の減免は基準を統一し、市町村独自策を認めない、ということも明記されています。

滞納者に対する短期保険証、資格証明書の発行により、医療が受けられない方の増加につながりかねず命にかかわる問題です。そもそも県統一化の時に保険料の徴収業務については市町村が担うこととなったはずです。県から徴収強化の押し付けは中止し、各市町村が行っていた独自減免も認めるべきです。

つきましては、来年度に向けて以下の点について強く要望いたします。

記

- 1 2021年度国民健康保険税（料）をコロナ対策の一環として引き下げ、2024年までに統一保険料にするという計画については見直すこと。
- 2 高すぎる国保税を改善するため、国保財政の国庫負担の大幅増額を要請すること。

- 3 国に対して、国民健康保険の子どもに係る均等割保険税を廃止するように求めること。

県独自にも財政措置を講じて範囲を広げて（小学校卒業まで・全額）補助できるようにすること。

- 4 露骨な徴収強化による非人道的なやり方を市町村に押し付けることはしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

以上でございます。

○議 長

提出者の趣旨説明を求めます。山口君。

○7 番

それでは、趣旨説明をします。

この中には、平群町にとってはですね、統一料金にしたほうが安くなるという、平群町、奈良県の中でも、平群町とあと1か所、天川村ぐらいだと思うんですけどね、そういうのもありますけれども、奈良県全体としての立場での提案ということで御理解いただきたい。

それともう1点はですね、滞納が1割を超える。平群町ではちょっと考えられないことですが、奈良県全体の中では90%を切っている大きい市、奈良市とかもありますので、全体としてそういう状況になっている。また、資格証明書についても、平群町では発行されてませんので、この点では平群町は違うわけですが、それも含めて、今後、奈良県下の中では、県が市町村の独自の権限というか、それぞれの町、村、市に合った独自性を全くこれからは認めないという、それでいて徴収だけは市町村が担うというようなやり方になる、そういうところについてですね、これは大きく、今回、見直しの中でその方向が出されたということで、それは再考していただきたい、そういうための意見書です。

特にですね、4点目の露骨な徴収強化による非人道的なやり方、これを市町村に押しつけるなということなんですけれども、タイヤロックまでするという事まで県のほうは言ってるわけですから、そうなると、それをさせられるのは市町村の徴収業務に当たる職員ということになります。そういうことでは住民との間で信頼関係も生まれませんし、本来なら丁寧な徴収をするというのが大事だというふうに思います。それと同時に、今後、平群町では、今、滞納の問題ではそんなに大きく問題にはなってませんが、今後これが、先ほどのいろんな話を聞いてますと、国が金を出さなければですね、もっと国は引っ込めるといような意見まで出てましたけれども、もうそうなってくると、

国保税、国保料というのは天井知らずになります。天井知らずになれば、払えなくなる人が何ぼでも増えてくるわけですね。そうなったら逆に皆保険は維持できませんし、そういう点から見てもね、今の奈良県のやり方、全国どこでも一緒じゃないですけれども、特に奈良県のやり方は、あまりにも県が全てを決めてですね、市町村はそれに従え、こういうようなやり方では絶対にうまくいかないということもありまして、この主に4点についてですね、県のほうではしっかり考え直していただきたいということで、知事宛て、知事に対するこの意見書であります。よろしく願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。馬本君。

○12番

国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書（案）について、反対の立場で討論いたします。

平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立、平成30年度から、県下39市町村合意の上策定された奈良県国民健康保険運営方針に従って、令和6年度の県単一化完成に向け、現在進んでいるところであります。

奈良県国民健康保険運営方針は、必要に応じ、3年ごとに見直すこととなっており、令和3年度から標準収納率設定、収納対策充実強化、減免基準の統一など、一部見直しがされました。ただ、コロナ禍での影響もあったのか、令和6年度の県内統一保険料水準は、令和3年度以降、必要に応じて見直しが行われるというふうに聞いております。また、収納対策についても、県内保険料水準統一に向け、収納率の市町村間格差是正を図るためのものであります。そもそも、国民健康保険は相互扶助の精神であり、税負担の公平性の観点から、一定の徴収強化は必要であると私は考えます。奈良県が目指す県民負担の公平性の観点から、同じ所得、世帯構成であれば、県内どこに住んでも保険料水準が同じという国保制度の実現を一日も早く達成いただくようにと思っております。よって、この意見書案については反対をいたします。

以上であります。

○議 長

植田君。

○6 番

この国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書については、賛成の立場で討論させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が地球規模で広がり、医療崩壊や経済危機を招く事態を引き起こしました。コロナの収束には、いまだにめどが立っていない状況であり、ワクチンについても、国民全体に行き渡るまでには、まだ数年かかるとも言われています。その上で、複数の感染率や死亡率の高い変異株の出現により、さらなる困難な事態を招いていることが言われています。

その中であって、意見書の中にもありましたように、国保の加入者の多くが非正規労働者、フリーランス、あるいは自営業者であるということから、このコロナ禍の影響を最も大きく受ける状況となっています。本来、国民健康保険制度は、必要な医療を安心して受けることができる健康の保持増進を図る役割を担っている制度が国民の命や暮らしを脅かす制度となっては本末転倒ではないでしょうか。その意味からも、今回の意見書で求めていることは、県民の命と暮らしを守る立場からも必要なことであり、この意見書（案）については賛成をいたします。

以上です。

○議 長

井戸君。

○4 番

反対の立場で討論させていただきます。

各論で見ますと、1番目のコロナ対策の一環としての引下げは賛成です。統一保険料を見直すのは反対です。

2番目の国庫負担の大幅増額を要請、これもある程度の増額を認めるべきと思って、2は大まかに、これは賛成でございます。

3の子どもに係る均等割保険税を廃止する、これも私としては賛成でございます。

4の徴収強化に非人道的なやり方、この文言だけ見ると賛成であります、趣旨を見ますとやむを得ないかなという部分で反対に当たります。

各論はそういうわけでございまして、トータルしまして、総論といたしまして、やはり県統一化ということに関しては進めるべきではないかということで、反対いたします。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより発議第3号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手少数です。よって、発議第3号 国民健康保険県単位化の下での国保運営のありかたに関する意見書（案）は否決されました。

続きまして

日程第16 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題とします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしております閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

それでは、3月定例議会の閉会に当たりまして御挨拶申し上げます。

3月3日より本日までの21日間の会期におきまして、令和3年度の各予算

をはじめ、全ての上程案件につきまして慎重審議いただき、可決、同意を賜り、誠にありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症につきましては、首都圏1都3県におきましては緊急事態宣言が21日解除となりましたが、まだまだ先行きが不透明であります。奈良県では、新型コロナウイルス感染症の変異株6例が確認をされております。引き続き感染予防に努めてまいりたいと思います。

ワクチン接種につきましては、奈良県では、医療従事者に順調にワクチン接種が進められると聞いております。平群町では、クーポン券の発送につきましては4月下旬、21日から23日の間に発送を予定しております。また、65歳以上のワクチン接種につきましては、生駒地区医師会の御協力によりまして、集団接種場所として、保健センター、プリズムへぐりでの接種を予定しております。ワクチン供給量が順調に配付をされれば5月から接種可能となる予定であります。また、町内での医療機関での個別接種につきましては、現在、生駒地区医師会との調整中であります。ワクチン接種希望者全員に対する早期の接種完了を目指し、取り組んでまいります。

最後に、今年度も残すところ1週間足らずとなりました。令和2年度の業務に区切りをつけて、来るべき令和3年度からは気持ちを新たに、しっかりと行政を進めてまいる所存でございます。財政の健全化につきましては、町にとりましても喫緊の課題であり、緊急財政健全化計画を着実に進め、将来にわたる健全な財政運営が確保できるように取り組んでまいります。とりわけ新年度予算の審議に当たり、議員各位より頂いた御意見につきましては真摯に受け止め、各事務事業の実施においては意を払い、適正な執行に努めてまいります。

今後とも、議員各位からの御助言、御協力を賜りますことを改めてお願い申し上げます。これを持ちまして、3月議会閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

ありがとうございます。

これをもって令和3年平群町議会第3回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 3時51分)